



## 不妊症・不育症治療費助成事業のお知らせ

■お問い合わせ…保健センター母子保健グループ ☎ 64・1039

市では、特定不妊治療・男性不妊治療・不育症治療を受けている夫婦の、経済的負担の軽減と少子化対策の推進を図るため、治療費の一部を助成しています。  
申請方法などの詳細は、市公式ホームページをご覧ください。どうか、お問い合わせください。



### 不妊治療費助成事業

#### ▼対象

- 次の全てに該当している夫婦
- 法律上の婚姻をしている夫婦で、茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること
- 夫婦共に助成金の交付申請をする日の1年以上前から、引き続き龍ヶ崎市に住民登録をしていること
- 医療保険各法の被保険者または被扶養者であること
- 市税を滞納していないこと
- 妻の年齢が治療開始時点において43歳未満であること

#### ▼助成金額

- 特定不妊治療⇓上限15万円  
県の助成や医療保険・加入健康保険組合などから給付された額を控除した額
- 男性不妊治療⇓上限10万円  
特定不妊治療の一環で実施された治療に対し、特定不妊治療助成に乗せして助成します

#### ▼助成回数・期間

- 初回申請の治療開始日における妻の年齢が…
- 39歳までの方⇓通算6回まで
- 40～42歳の方⇓通算3回まで

### ★注意事項

- ※ 通算回数は初回に助成を受けた際の治療開始日における妻の年齢で判断します
- ※ 助成回数は他の都道府県・政令指定都市・中核市で受けた助成も通算されます
- ※ 43歳以降に開始した治療、または平成27年度までに通算5年に達したときは、通算回数に満たない場合であっても助成対象にはなりません
- ※ 茨城県不妊治療費補助金については龍ヶ崎保健所 ☎ 62-2172 へお問い合わせください

### 不育症費助成事業

#### ▼対象

- 次の要件に全て該当している夫婦
- 法律上の婚姻をしている夫婦
- 助成金の交付申請をする日の1年以上前から、引き続き龍ヶ崎市に住民登録をしていること
- 医療保険各法の被保険者または被扶養者であること
- 市税を滞納していないこと

#### ▼助成金額・回数

上限10万円。申請は1年度あたり1回まで

#### ▼対象となる費用

保険適用外の不育症の検査・治療  
※ 入院時の差額ベッド代・食事代・文書料・その他治療に関係ない費用については、助成対象費用に含まれません

詳しくは  
保健センターへ  
お問い合わせください！

